

NISA：つみたて投資枠を未成年に解禁

2026年度税制改正大綱解説（1）NISA改正（こどもNISA）

金融調査部 研究員 平石 隆太
主任研究員 是枝 俊悟

[要約]

- 自由民主党・日本維新の会が決定した「令和8年度税制改正大綱」（以下、大綱）では、NISAつみたて投資枠の未成年への解禁が示された（未成年が利用できるNISAについては以下、こどもNISA）。
- こどもNISAは、未成年が対象であり、年間投資限度額60万円・非課税保有限度額が600万円である。口座保有者が18歳に達すると自動的に成年のNISA口座に移行する。なお、かつてのジュニアNISAと同様に払出し制限が付されており、原則として、保有する株式投資信託を払い出すことができない（払い出した場合には課税される）。
- 払出し制限には例外が認められている。口座保有者が12歳に達するまでは、災害によって家屋に被害が出た場合にのみ非課税での払出しが可能である。口座保有者が12歳に達した後は、教育費や生活費等に用いる旨と口座保有者の同意を示した書類を証券会社等に届け出た上で非課税での払出しが可能となる。
- 大綱では、つみたて投資枠の対象商品の拡充も示されている。対象指数が追加されるほか、債券型ファンドも対象商品として認められるようになる。

[目次]

1. こどもNISAの制度設計
 2. 払出し制限の詳細
- 補論. つみたて投資枠の対象商品追加

1. こども NISA の制度設計

はじめに

2025 年 12 月 19 日に自由民主党・日本維新の会が決定した「令和 8 年度税制改正大綱¹」(以下、大綱)には、NISA（少額投資非課税制度）の未成年への解禁が盛り込まれた。本レポートでは、未成年に解禁された内容や制限、現行の NISA との比較などを解説する。なお、以下では未成年に解禁された NISA を「こども NISA」と呼ぶ。

こども NISA の趣旨と概要

現状、NISA の対象年齢は成長投資枠・つみたて投資枠ともに 18 歳以上とされている。大綱では、NISA 口座開設の対象年齢の制限を撤廃し、18 歳未満を対象とした、つみたて投資枠で売買可能な商品のみを扱える「こども NISA」の創設が示された（正式名称は未成年者特定累積投資勘定）。

こども NISA の趣旨として、「長期・安定的な投資を通じて、大学進学等、成人後のライフイベントに伴う必要資金を備えられるよう」(大綱 p. 12) にする旨が示されている。子どもが一定年齢に達するまでは、実質的に親（親権者）が運用を行うと想定されるものの、口座の名義は子ども自身であるため、本人への金融経済教育をなお一層充実させる必要があるだろう。

図表 1：現行 NISA とこども NISA の比較

| | 成長投資枠 | つみたて投資枠 | こどもNISA | |
|---------------------|---|----------------------------------|---------------|--|
| 対象年齢 | 18歳以上 | | 18歳未満 | |
| 制度間の関係 | 成長投資枠とつみたて投資枠の 両方を併用可能 | | つみたて投資枠のみ利用可能 | |
| 投資対象 | 上場株式、公募株式投信、 上場REIT、ETF 等のうち 一部銘柄を除外 ^(注) | 金融庁に届出された 長期投資に向く公募株式投信、ETFのみ | | |
| 投資手法 | 自由 | 積立投資のみ | | |
| 制度実施期間 (投資可能な期間) | 無期限 | | 無期限と考えられる | |
| 非課税保有期間 | 無期限 | | | |
| 年間投資 限度額 | 240万円 | 120万円 | 60万円 | |
| | 併用すれば合計360万円 | | | |
| 非課税枠 (投資上限) | 年間投資限度額は売却しても復活しない | | | |
| | NISA全体で1,800万円 | | | |
| | 1,800万円の 内枠で1,200万円 | (1,800万円全額 つみたて投資枠利用也可) | 600万円 | |
| 払出し制限 | 簿価残高で計算（売却したら復活する） | | なし | |
| | | | あり | |

(注) 整理銘柄・監理銘柄および信託期間 20 年未満の投信、レバレッジ投信、毎月分配型投信については対象から除外されている。

(出所) 現行法令、大綱より大和総研作成

¹ 自由民主党・日本維新の会「[令和 8 年度税制改正大綱](#)」(2025 年 12 月 19 日)

こども NISA の開始は 2027 年の予定であり、現状の成長投資枠・つみたて投資枠と比較したものが図表 1 である。投資家が留意すべき要素は以下の 4 点となる。

- ① その年の 1 月 1 日時点で 18 歳未満である者・その年に出生した者が対象
- ② つみたて投資枠対象商品のみ買付可能（投資手法は積立投資のみ）
- ③ 年間投資限度額 60 万円・非課税保有限度額 600 万円
- ④ 払出し制限あり

こども NISA の対象は 18 歳未満であるが、その判定は 1 月 1 日時点で行う。また、出生した年から運用を開始することができる。

対象商品や投資手法はつみたて投資枠と同様である。対象が未成年であることを踏まえて、個別株にも投資できる自由な手法ではなく、長期・積立投資を中心となる手法に限定されたと考えられる。なお、口座開設者が 1 月 1 日時点で 18 歳である年の 1 月 1 日には、こども NISA の口座は自動的に成年の NISA 口座に移行する。

年間投資限度額は、成年の NISA のつみたて投資枠の半分となる 60 万円であり、こども NISA 全体の非課税保有限度額は 600 万円である²。成年の NISA の成長投資枠・つみたて投資枠では非課税保有限度額を簿価で計算するため、保有する商品を売却すればその簿価分を再利用できる。こども NISA でも現行 NISA と同様に、購入した商品の売却によって再利用できると想定される。しかし、後述するようにこども NISA には払出し制限が付されているため、原則として自由に資金を引き出せない制度となっている。

なお、こども NISA 口座で保有する株式投資信託について支払いを受けた配当等（分配金）や売却・償還代金は、「特定課税未成年者口座」という口座で管理しなければならない。「特定課税未成年者口座」は、こども NISA 口座を開設している金融商品取引業者等に開設した預貯金口座または預り金の管理口座を指す。「特定課税未成年者口座」で管理された金銭は、こども NISA 口座における買付以外には使用できず、課税口座での株式や投資信託の買付にも利用できない。また、こども NISA 口座には払出し制限が付されており、原則として保有する株式投資信託を他の口座に払い出すことができず、「特定課税未成年者口座」で管理された金銭も払い出すことができない。払出し制限の詳細は後述する。

ジュニア NISA との比較

子どもを対象とした NISA としては、2016 年～2023 年末まで設けられていたジュニア NISA³がある。ジュニア NISA とこども NISA は似て非なる仕組みであるため、制度の違いに留意したい。

ジュニア NISA とこども NISA を比較すると、ジュニア NISA は個別株も含めた幅広い投資対象

² なお、株式投資信託の分割等で取得する受益権等はこども NISA 口座に受け入れができる。

³ ジュニア NISA は 2023 年 12 月 31 日をもって口座開設・新規投資が終了し、その日まで新規投資が行われた分につき、新規投資から 5 年か、口座開設者が 18 歳になるかいずれか遅い日まで運用が継続されている。

に投資可能で投資方法も積立投資に制限されていなかったのに対して、こどもNISAは積立投資のみ認められる。また、年間投資限度額はジュニアNISAの方が大きく、非課税保有限度額はこどもNISAの方が大きい。

こどもNISAもジュニアNISAと同様に払出し制限を設け、要件外の払出しの際は口座内で得た利益に遡及課税を行うとしている。ただし、こどもNISAでは18歳到達前でも12歳以上（その年の3月31日において12歳以上である年以降、すなわち小学校6年生の年度の1月1日以後）であれば、教育費・生活費等のために遡及課税なしに払い出すことができる点が異なる。

図表2：旧ジュニアNISAとこどもNISAの比較

| | 旧ジュニアNISA (2023年まで) | こどもNISA (2027年以後) |
|-----------------|---|--|
| 対象年齢 | 18歳未満 | |
| 投資対象 | 上場株式、公募株式投信、 上場REIT、ETF等の全般 | 金融庁に届出された長期投資に向く 公募株式投信、ETFのみ |
| 投資手法 | 自由 | 積立投資のみ |
| 非課税保有期間 | 5年間 (18歳に達するまでの延長あり) | 無期限 |
| 年間投資限度額 | 80万円 | 60万円 |
| 非課税保有限度額 | 400万円 (80万円×5年) | 600万円 |
| 払出し制限 | あり →18歳未満の払出しは原則遡及課税 ^(注1) | あり ^(注2) →12歳未満の払出しは原則遡及課税、12～18歳の払出しは教育費・生活費等に限り可能 |
| 成年のNISA との関係 | ジュニアNISAは、 成年のNISAとは別の口座 | こどもNISAは成年のNISAに 自動移行する（同一口座） |
| 金融機関変更 | 認められない（口座廃止した上で他の金融機関で再開設することは可能） | |

(注1) 2024年1月1日以後は、ジュニアNISAの新規口座開設が認められることとなったため、18歳未満で払い出しても遡及課税が行われないこととなった。

(注2) 「12歳」とあるのは、正確には「その年の3月31日において12歳以上である年」であり、12歳に達する誕生日で判定するわけではない。

(出所) 法令、大綱より大和総研作成

2. 払出し制限の詳細

原則として払出しは不可

図表1や図表2で示した通り、こどもNISAには払出し制限が存在する。原則として、こどもNISA口座で管理している株式投資信託を非課税で他の口座に払い出すことができない。払出しを行った場合には、株式投資信託の受益権の譲渡または配当等の支払いがあったものとして、所得税15%（復興特別所得税等を除く）と地方税5%の源泉徴収⁴が行われる。

課税対象額は、図表3の累計譲渡益と累計配当等の合計額である。なお、累計譲渡益の計算上、損失が生じていた場合には損失の金額はなかったものとみなされ、累計配当等（分配金）

⁴ 源泉徴収に際しては、確定申告不要制度を適用できる。また、払出し日が属する月の翌月末までに、口座を開設している金融機関等から、源泉徴収に係る事項について記載された報告書を受け取る。

の金額から控除することもできない。

図表 3：払出し時の課税対象

| 項目 | 算式 |
|-------|---|
| 累計譲渡益 | 以下の (A) + (B) - (C) ※この計算の結果、マイナス（損失）となった場合、そのマイナスはなかったものとみなし、累計配当等から控除することはできない (A). NISA 口座の開設日から払出しがあった日までにおいて、NISA 口座において行われた株式投資信託の譲渡に係る譲渡代金の合計額 (B). 払出しがあった日において、NISA 口座において有する株式投資信託の価額（時価）の合計額 (C). NISA 口座の開設日から払出しがあった日までにおいて、NISA 口座において取得した株式投資信託の取得対価の額等の合計額 |
| 累計配当等 | NISA 口座の開設日から払出しがあった日までにおいて、NISA 口座において支払いを受けた株式投資信託の配当等の額の合計額 |

(出所) 大綱より大和総研作成

例外的に払出し可能なケース

原則、こども NISA 口座からの非課税での払出しは不可であるが、例外的に、前述の 20% の源泉徴収がなされない非課税での払出しが認められるケースもある。非課税での払出しが認められる要件は本人が 12 歳に達する年（その年の 3 月 31 日において 12 歳以上である年、すなわち小学校 6 年生の年度の 1 月 1 日）の前後で大きく異なる。

図表 4：払出しが認められるケース

| | |
|---------------------------|--|
| 口座保有者が3月31日に 11歳以下である年 | ①居住する家屋が災害により全壊したことその他これに類する事由について税務署長の確認を受けた場合 |
| 口座保有者が3月31日に 12歳以上である年 | 上記①に加え、 ②本人の学校等の入学金または授業料、その他の本人の教育費または生活費の支払いに利用する旨を記載した書類を、口座が開設されている金融商品取引業者に提出した場合 ※書類提出は親権者等が行うが、払出しについて本人の同意を得たことを証明する書類を添付しなければならない |

(出所) 現行法令、大綱より大和総研作成

本人が 12 歳に達する年の前年までは、災害によって家屋に被害が出た場合にのみ払出しが認められる。本人が 12 歳に達する年以後は、本人の入学金や授業料等の教育費や生活費の支払いに用いる旨を示した書類を証券会社等に届け出た上で払出しが可能となる。書類の届出は親権者等が行うことになるが、必ず本人の同意を得たことを証する書類を添付しなければならない。払出しに際して必要になる書類の様式や提出方法は現時点では定められておらず、法案や政省令などの制度設計過程で明らかになるものと考えられる。

補論：つみたて投資枠の対象商品追加

大綱では、つみたて投資枠の対象商品を拡充する措置も示された。具体的には以下の 4 点である。

- ① インデックス投資信託の指定指数に「読売株価指数」と「JPX プライム 150 指数」を追加
- ② 従来、2 以上の組み合わせでのみ使用可能であった 5 つの株価指数につき、単独で使用可能に
- ③ 指定インデックス投資信託以外の一般公募株式投資信託（アクティブ投資信託等）につき、公社債を主たる投資対象とするファンドを追加（現状、株式のみ）
- ④ つみたて投資枠における投資信託・ETF の手数料につき、定期売却サービスに係る金融機関による手数料の徴収を可能に

つみたて投資枠では、投資経験が浅い者の投資を支援する趣旨に鑑みて、投資信託について金融庁告示⁵に示された指数に連動する商品が対象となっている。①・②を踏まえて、つみたて投資枠の対象指数は以下の通りに変更される。国内株式に「読売株価指数」と「JPX プライム 150 指数」が追加され⁶、株式指数はすべて単独で使用できることとなる。

図表 5：つみたて投資枠の対象指数の改正案

| | | 国内（日本） | 海外等 | | |
|------------|------|--|--|--|---|
| | | | 全世界 | 先進国 | 新興国 |
| 単独使用可能 | 株式 | <ul style="list-style-type: none"> ・TOPIX ・日経平均株価 ・JPX日経インデックス400 ・MSCI Japan Index ・読売株価指数 ・JPXプライム150指数 | <ul style="list-style-type: none"> ・MSCI ACWI Index ・FTSE Global All Cap Index | <ul style="list-style-type: none"> ・MSCI World Index ・MSCI World IMI Index ・FTSE Developed Index ・FTSE Developed All Cap Index ・S&P500 ・CRSP U.S. Total Market Index ・MSCI Europe Index ・FTSE Developed Europe All Cap Index ・Stoxx Europe 600 ・MSCI Pacific Index | <ul style="list-style-type: none"> ・MSCI Emerging Markets Index ・FTSE Emerging Index ・FTSE RAFI Emerging Index ・MSCI AC Asia Pacific Index |
| 組合せでのみ使用可能 | 債券 | <ul style="list-style-type: none"> ・NOMURA-BPI総合 ・DBI総合 ・NOMURA-BPI国債 ・Barclays Japan Government Float Adjusted Bond Index | <ul style="list-style-type: none"> ・Citi-group World Government Bond Index ・Barclays Capital Global Treasury ・Bloomberg-Barclays Global Aggregate Index | <ul style="list-style-type: none"> ・Barclays U.S. Government Float Adjusted Bond Index ・Barclays Euro Government Float Adjusted Bond Index | <ul style="list-style-type: none"> ・JP Morgan GBI EM Global Diversified ・JP Morgan Emerging Market Bond Index Plus |
| | REIT | ・東証REIT指数 | - | <ul style="list-style-type: none"> ・S&P先進国REIT指数 ・S&P米国REIT指数 ・S&P欧州REIT指数 ・FTSE NAREIT Equity REITS Index | - |

(注) 黒字は現行の対象指数、赤字は新たに追加されるとされた指数、太字は新たに単独での使用が認められるとされた指数（現行では組み合わせでのみ使用可能な指数）を示す。

(出所) 大綱、金融庁告示より大和総研作成

⁵ 内閣府告示第 540 号「租税特別措置法施行令第二十五条の十三第十三項の規定に基づき内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件等を定める件」

⁶ 大綱では、両指数が国内市場を対象とした株式指数である点に言及されている。

③は、つみたて投資枠の対象商品として債券型ファンドを認めるものである。現状では、株式の単一指数に連動したインデックスファンドが認められる一方、債券やREITなどの単一指数に連動したインデックスファンドは認められていない。債券型ファンドの追加は、NISAの枠内で低リスクでの運用を望むニーズに応える措置となる。

最後に④は、つみたて投資枠における売買手数料の制限（投資信託はゼロ、ETFは税抜き1.25%以内）について、定期売却サービスに通常必要と認められる手数料はこの制限の対象外とし、別途徴収することを可能とするものと考えられる。これは、「資産を運用しながらその成果を活用したいニーズに応える観点から、定期売却サービスの普及に取り組む金融機関のシステム負担に配慮するもの⁷」とされている。

【以上】

⁷ 金融庁「令和8（2026）年度税制改正について」（2025年12月26日）p.2